農作物共済及び園芸施設共済の概要

《農業災害補償制度と農作物共済及び園芸施設共済》

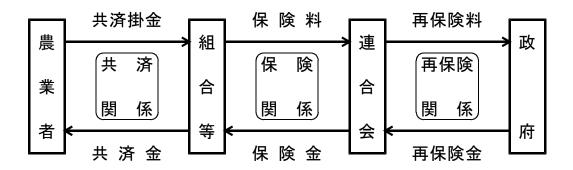
農業災害補償制度とは、国の農業災害対策として実施される公的保険 制度である。

その仕組みは、農業共済組合等に、農業者があらかじめ共済掛金を出 し合って共同準備財産を造成しておき、災害があったときに、その共同 準備財産から被災農家に対して共済金が支払われるというもの。

農業災害補償制度において、水稲等を対象とした事業が農作物共済、 温室等を対象とした事業が園芸施設共済である。

【事業実施主体】

農業共済組合(又は共済事業を行う市町村)、農業共済組合連合会及び 政府が事業の実施主体となり、三段階で危険を分散。



- (注1) 地域の意向により二段階制(特定組合-政府)での実施も可能
- (注2) 国が共済掛金の約1/2を負担。

【農作物共済】

1 共済目的 水稲、陸稲、麦

2 共済事故

風水害、干害、冷害、雪害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害、火災、病虫害及び鳥獣害

3 加入資格

(1)水稲、陸稲及び麦の耕作面積の合計が、組合等が定める面積以上であり、かつ、組合等の区域内に住所を有すること。 (組合等が定める面積は10a(北海道にあっては30a)が下限。)

(2) 共済目的の種類ごとの耕作面積が、次表の範囲内で、都道府県知事が 定める面積基準以上の者は、この事業に当然に加入。

適	用地	域	共 済 目 的	範 囲
都	府	県	水稲	20 ~ 40 a
(1 1 1)	หา	乐	陸稲・麦	10 ~ 30 a
北	海	道	水稲・陸稲	30 a ∼ 1 ha
10	海	坦	麦	40 a ~ 1 ha

4 引受方式

耕地一筆ごとの損害を対象とする引受方式と、農家ごとの損害を対象とする引受方式がある。

一筆方式(水稲、陸稲、麦)	耕地ごとに、農家が選択した一定割合(支払開始損害割合)(3割、4割又は5割)を超える減収があった場合に、共済金が支払われる方式。
半相殺方式	農家単位で加入し、減収があった耕地の減収量の合計が、支払開始損害割合(2割、3割又は4割)を 超える場合に、共済金が支払われる方式。
全相殺方式	農家単位で加入し、支払開始損害割合(1割、2割 又は3割)を超える減収があった場合に、共済金が 支払われる方式。
品質方式(水稲) 災害収入 共済方式 (麦)	農家ごとに、減収又は品質の低下があり、生産金額 が農家が選択した補償割合(9割、8割又は7割) を下回った場合に、共済金が支払われる方式。

(注)水稲について、病虫害の防止が適正に行われる見込みがある地域として、 農林水産大臣が指定した地域においては、病虫害を共済事故としない方式 (水稲病虫害事故除外方式)を実施可能。

5 共済責任期間

共済金の支払を受けることができるのは、共済事故の発生が一定の期間 内である必要。この期間を共済責任期間という。

(1) 水稲

本田移植期(直播の場合は発芽期)から収穫をするに至るまでの期間

(2) 陸稲・麦

発芽期(移植の場合は移植期)から収穫をするに至るまでの期間

6 共済金額

共済金額とは、共済事故による損害が発生したときに、組合等が支払う 共済金の最高限度額である。引受方式ごとに、次により設定。

(1)一筆方式

単位(kg)」当たり共済金額×耕地の基準収穫量の7割(6割・5割)

支払開始損害割合3割を選択 → 基準収穫量の7割

" 4割を選択 → " の6割

" 5割を選択 → " の5割

(2) 半相殺方式

単位(kg) 当たり共済金額×農家の基準収穫量の8割(7割・6割)

支払開始損害割合2割を選択 → 基準収穫量の8割

" 3割を選択 → " の7割

ッ 4割を選択 → ッ の6割

(3)全相殺方式

単位(kg)当たり共済金額×農家の基準収穫量の9割(8割・7割)

支払開始損害割合1割を選択 → 基準収穫量の9割

″ 2割を選択 → ″ の8割

" 3割を選択 → " の7割

(注1)単位当たり共済金額は、農林水産大臣が定める金額のうちから組合等が選択。ただし、組合等が複数の金額を選択し、そこから農家が選択することもできる。

(注2) 基準収穫量とは、組合等が耕地ごとに設定する平年収穫量のこと。

(4) 品質方式及び災害収入共済方式

基準生産金額に組合等が定める最低割合(4~6割)を乗じて得た金額から、基準生産金額に農家が選択した補償割合(9割、8割又は7割)を乗じて得た金額(最高補償額)の範囲内で、農家が申し出た金額。

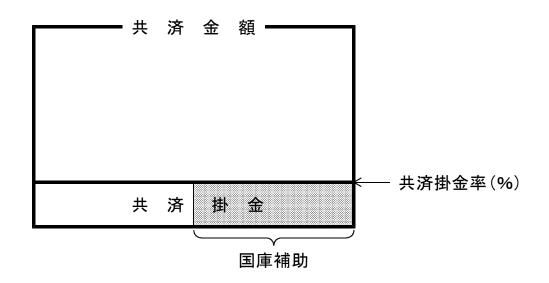
基準生産金額×4~6割 ≦ 共済金額 ≤ 基準生産金額×9割(8割・7割)

(注) 基準生産金額とは組合等が農家ごとに設定する平年的な生産金額のこと。

7 共済掛金

共済掛金=共済金額×共済掛金率

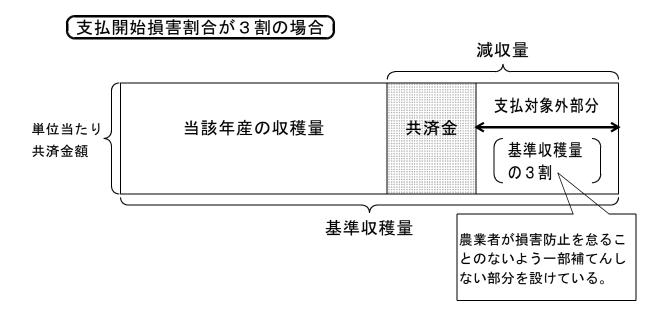
- (注1) 共済掛金率は、農林水産大臣が組合等ごとに定める掛金率を下らない 範囲で、組合等が定める。
- (注2) 共済掛金には、水稲や陸稲については50%、麦については、麦の掛金率のうち3%までの部分については50%、3%を超える部分については55%の国庫負担がある。



8 共済金

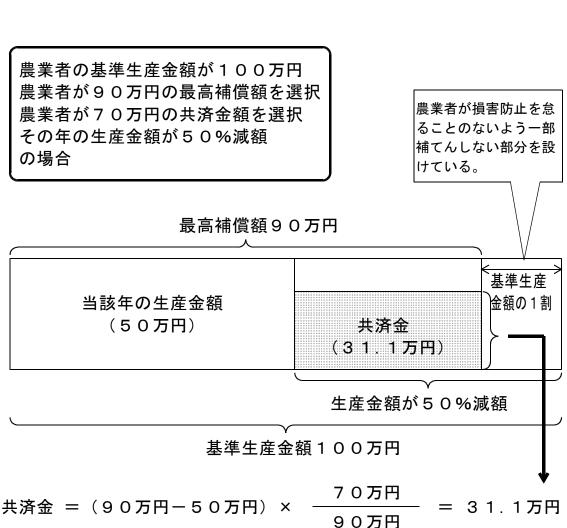
(1) 一筆方式、半相殺方式及び全相殺方式

災害により支払開始損害割合を超える減収量となった場合、減収量から支払対象外部分(基準収穫量×支払開始損害割合)を控除した部分について、共済金が支払われる(下図網掛け部分)。



(2)品質方式、災害収入共済方式

災害により減収又は品質の低下があり、生産金額が、最高補償額(基準生産金額に農家が選択した補償割合を乗じた金額)を下回るとき、次式で算出される共済金が支払われる(下図網掛け部分)。



9 事業実績

(1)加入の状況(平成25年産)

共	済	引	受	引	受	面	積	総:	共 済	共		済	掛	金
目	的	戸	数	面	積	引:	受 率	金	額	総	額	国庫負担	1	農家負担
		=	千戸	=	T ha		%		億円	百	万円	百万円	3	百万円
農作物	共 済 体	1,	590	1,	763			12	, 157	31	516	16, 20 ⁻	1_	15, 315
うち水	(稲	1,	542	1,	502		93. 0	10	, 971	19	, 113	9, 550	6	9, 557
うち	麦		48		261		96.9	1	, 185	12	400	6, 643	3	5, 756

(2) 1戸当たり、10a当たりの共済掛金(農家負担額)

共	済	目	的	1	戸	当	<i>t</i> =	IJ	1	0	а	当	た	IJ
								円						田
農作物共済全体					9, 631					868				368
うち水稲					6, 198								- (36
うち麦						13	7, 7	10					2, 5	543

(3) 共済金の支払状況 (平成25年産)

共	済	被	害	共済金	再保険金	1戸	当た	金	額	
目	的	戸	数	共済並	书体快步	共	済	金	被害	害 率
		=	千戸	百万円	百万円			円		%
農作物	」共済 体		97	14, 352	989		147,	961		1. 2
うち	水稲		75	5, 620	327		74,	731		0. 5
うち	麦		22	8, 730	662		401,	173		7. 4

(4) 積立金の状況(水稲:平成25年度末)

積立水準	法定水準 以 下	法定水準の 1倍超〜2倍	法定水準の 2倍超
組合等数	1 0	4 4	155
割合(%)	4.8%	21. 1%	74. 2%

(5) 収支及び無事戻しの実施状況(水稲)

(5) 収支及び無事原	(単位	(単位:百万円)				
	H21	22	23	24	25	平均
共 済 掛 金	28, 550	25, 578	24, 193	18, 868	19, 113	23, 260
組合, 連合会責任額	10, 569	9, 533	9, 198	5, 637	5, 237	8, 035
共 済 金	10, 096	4, 559	4, 046	2, 532	5, 620	5, 371
組合, 連合会責任額	4, 986	4, 077	3, 953	2, 506	5, 293	4, 163
無事戻し額	3, 209	6, 205	3, 290	2, 903	4, 209	3, 963

【園芸施設共済】

1 共済目的

- ・ 特定園芸施設 … 温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設及び雨よけ施設等気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設
- 附帯施設 …… 暖房施設、かん水施設等
- 施設内農作物

(注) 附帯施設及び施設内農作物は特定園芸施設と併せて加入することが必要。

2 共済事故

風水害、ひょう害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による 災害、火災、破裂、爆発、航空機の墜落及び接触、航空機からの物体の落 下、車両及びその積載物の衝突及び接触、病虫害並びに鳥獣害

3 加入資格

設置面積(ガラス室は2倍換算)の合計が、2 a を下らず5 a を超えない範囲内で組合等が定める面積(加入面積基準)以上の特定園芸施設を所有又は管理する農業者で、組合等の区域内に住所を有する者であること。 ただし、加入申込みは所有する特定園芸施設のすべてについて行うことが必要。

4 引受方式

- (1) 引受は、特定園芸施設 1 棟ごとに行う。
- (2)設置面積や施設園芸の経験年数等についての基準を満たす農家は、病 虫害事故除外方式に加入できる。その場合、除外される事故に見合う共 済掛金は割り引かれる。
- (3)組合等が特定園芸施設撤去費用額を定めている場合は、農家は当該費用を補償対象とすることができる。
- (4)組合等が園芸施設復旧費用額を定めている場合は、農家は当該費用を 補償対象とすることができる。

なお、園芸施設復旧費用額は、共済事故の発生により損害があった特定園芸施設(被覆材を除く。)及び附帯施設の修復、再建に要する費用の一部である。

5 共済責任期間

原則として、組合等が、共済掛金の支払いを受けた日の翌日から1年間。

6 共済金額

特定園芸施設1棟ごとに、共済価額に最低割合(4~6割の範囲内で組合等が設定)を乗じて得た金額から、8割を乗じて得た金額までの範囲内で、農家が申し出た金額。

共済価額×4~6割 ≦ | 共済金額 | ≦ 共済価額×8割

(注) 共済価額とは、共済の対象となっているものの評価額(経済的価値)の ことであり、組合等が設定する。

7 共済掛金

共済掛金=共済金額×共済掛金率

- (注1) 共済掛金率は農林水産大臣が料率地域ごとに定める掛金率を下らない 範囲で組合等が定める。
- (注2) 共済掛金には、50%の国庫負担がある。

なお、国庫負担を行う共済掛金を算出するときの共済金額は農家ごと に8千万円が限度である。また、園芸施設復旧費用額及び附帯施設を復 旧するのに要する費用に係る部分の共済掛金は、全て農家負担となる。

8 共済金

特定園芸施設1棟ごとに、損害額が共済価額の1割又は3万円のいずれかを超える場合に、次式で算出される共済金が支払われる(次頁図網掛け部分)。

損害額は次式により算出。

損害額= (A+B+C)-D

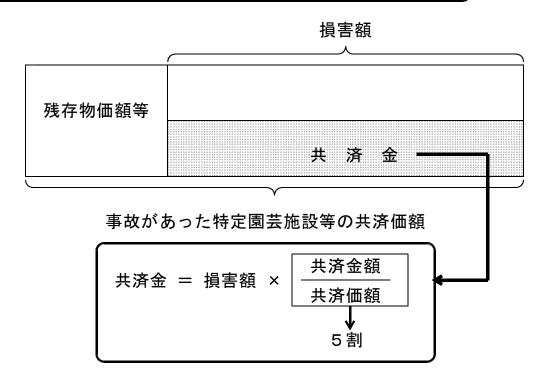
A:特定園芸施設、附帯施設又は施設内農作物の被害額の合計

B:特定園芸施設撤去費用額

C: 園芸施設復旧費用額 D: 残存物価額 · 賠償金等

(注)特定園芸施設撤去費用の損害額は、撤去に要した費用が100万円を超えるとき又は特定園芸施設本体の損害割合が50%(ガラス室は35%)を超えるときのいずれかに該当する場合に加算される。

農業者が共済価額に対して5割の共済金額を選択した場合



9 事業実績

(1) 引受の状況(平成25年度)

引	受	引	受	面積	纵共这 春菊	共		済 掛	金
棟	数	面	積	引受率	総共済金額	総	額	国庫負担	農家負担
	千棟		千ha	%	億円	百	万円	百万円	百万円
	634		23	46. 6	3, 849	4,	980	2, 486	2, 494

(2) 1棟当たり、10a当たりの共済掛金(農家負担額)

	1 棟 当 た り	10a当たり
	円	円
園芸施設共済全体	3, 934	10, 633
ガラス室	2, 989	5, 033
プラスチックハウス	3, 955	10, 865

(3) 共済金の支払状況 (平成25年度)

被棟	害数	共済金	再保険金	金 額 被害率
	千棟	百万円	百万円	%
	48	9, 143	5, 575	2. 7

※支払共済金の額については、平成26年12月末現在の値である。